資料1

＜ 行政運営 ＞ 他市の規定状況

※については、条例内に規定しているが、行政運営以外で規定している

	行政運営の原則										総合計画						財政運営				行政評価																	
	効率的な行政運営	公正、透明性の高い行政運営	①情報の公開、提供、共有	②個人情報保護	市民参加の推進	協働による施策の推進	③説明責任	④組織運営	⑤法令等の適切な運用	⑥健全な財政運営	総合計画の策定	市民参加機会の保障	適切な情報提供	他の計画との整合性の確保、政策の実施	適切な進行管理	必要に応じて見直し	⑥健全な財政運営	総合計画に基づく予算編成、執行	財産管理	財政運営の公表、透明性の確保	行政評価の実施、結果の公表、反映	市民意見の反映、客観性の確保	①情報の公開、提供、共有	②個人情報保護	③説明責任	④組織運営	⑤法令等の適切な運用	要望・提案・苦情・不服に対する対応	審議会・付属機関	行政手続	人材育成	パブリックコメント	出資団体等	危機管理	監査制度の充実	外部監査	国、道、他の自治体との連携	公益通報	
帯広市	※	※	※	※	※	※	※	※		※	○	○	○		○		○	○		○	○	○	※	○	※	○				○	※	※	○	○			※		
稚内市	※	○	※	※	※	※	※	※		※	○			○		○	○	○		○	○		※	※	○	○			○		※		○	※			○		
ニセコ町		※	※	※	※	※	※	※	※		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			○		
大和市	※	○	※	※	○				※	※	○						○	○	○	○	○		○	○	○	○	※			○	※		○				※		
岸和田市	※	※	※	※	※	※	※		※	※	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		※		※	※	○			○	※		
札幌市	○	○	○	※	○				○	※	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	※	※			※			○	※	※	○			○	○		
江別市	※	※	※	※	※	※	※		※	※	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	※	※	※		○			○	※			○		○	※	○	
苫小牧市	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	○			○	○	○	○	○		○	○	○	※	○	○	※	○	○	※	○	※		○	○		○	○		
函館市	※	※	※	※	※	※		※		※	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	※	○		○			○	○	※	○	○		○		※		
川崎市	○	○	○	※	○	○	○	○	○	※	○						○	○	○	○	○	○	※	※	○	○	※	○				※	○				※		
奥州市	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	○			○	○	○	○	○		○	○		※	※	※	※	○	○	※	○	※	※		○			※	○	
高浜市		※	○	○	※	※	○		○	○	○		○		○		※	○			○		※	※	○		※				※			○			○		
豊中市	○	○	※	※			※	※	※		○			○			○			○	○	○	○	○	※	○	○		※	○	○	※		○			※		

↓情報共有・市長職員の責務

↓市長の責務

↓情報共有

↓参加・協働

↓市長の責務

↓参加・協働

↓その他